

玉城町告示 5 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 2 6 条第 1 項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 1 2 日

玉城町長 辻 村 修 一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
朝久田
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 2 年 3 月 1 2 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
経営体数
法人 0 経営体
個人 7 経営体
集落営農（任意組織） 0 組織
- 4 農地中間管理機構の活用方針
記載無し
- 5 地域農業の将来のあり方
・個人経営体を中心であり規模拡大する範囲が限定されるため、地区内農業者への集約を基本にし区外地権者保有地の管理を区内農業者管理を進める。